

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

白山市は、世界に通用する高度な技術に裏打ちされたものづくり企業や、商店街などの地域に根ざした、優れたサービスや商品を提供する企業が数多く操業しており、地域経済の振興及び雇用の創出に大きな役割を担っている。

人口は、令和6年3月末現在で112,499人であり、全国的な傾向と同様に、生産年齢人口の減少傾向にあり、経済の縮小と税収の低下が懸念される。

本市は、県内でも有数の工場従業者数・製造品出荷額等を誇り、女性の就業率は、全国的に高い水準にある石川県の平均を超える水準を維持している。

一方で、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況であり、域内の中小企業の設備の更新を促しつつ、労働生産性を向上と投資利益率の向上といった事業の改善を図り、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の一つとなり、北陸地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に300件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

白山市の産業は、製造業を中心に、農林水産業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が白山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

白山市の産業は、交通の利便性のよい平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

白山市の産業は、製造業を中心に、農林水産業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が白山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。